

石巻市監査委員告示第4号

平成24年3月27日付け石巻市監査委員告示第3号で公表した総務部の定期監査結果報告について、石巻市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成24年5月2日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 阿 部 欽一郎

石巻市監査委員 殿

石巻市長 亀山 紘

監査結果に係る措置について（通知）

平成24年3月27日付け石監第30号で指摘があったこのことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

1 法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘事項）	措置（改善・検討）状況
<p>(1) 総務課</p> <p>【収入事務】</p> <p>東日本大震災に係る他市町村等からの見舞金については、秘書広報課等で受付した現金持参分（12件221万円）と振込分（17件6,461万140円）を総務課が収入事務を行い礼状とともに独自に作成した市長名の受領書を送付していた。</p> <p>地方自治法では、財務事務について予算執行機関と会計機関を分離し、予算執行は普通地方公共団体の長が、会計事務は会計管理者がつかさどるとされ、会計管理者は、会計事務の執行について独立の権限を有し、普通地方公共団体を代表するものとされている。</p> <p>したがって、受領書を発行する場合は、会計管理者又は会計管理者から事務の委任を受けた出納員等の名において行うべきものであり、本件のように市長の名において受領書を発行することは権限のない者が行った行為となり、著しく不適切な事務処理であったとして指摘せざるを得ないものである。</p>	<p>今回の指摘事項に対し措置した内容は次のとおりです。</p> <p>独自に作成した市長名の領収書を発行したことにつきましては、地方自治法等関係法規の確認を怠り発行してしまったものであります。また、交付用と控との割印をしなかったことにつきましても、関係法規等の確認を怠ったためであります。</p> <p>指摘のありましたことを踏まえ、改善に向け会計管理者と協議した結果、今後、東日本大震災に係る見舞金につきましては、会計管理者名で領収証書を発行することとしてまいります。また、御見舞をいただきました方が確実に寄付金控除を受けられるようにするため、領収証書に併せ、市長名の受領証明書を発行することといたします。</p> <p>今後は、適切に事務を処理していくため、その都度関係法規等の確認を行うとともに、財務会計に関する研修等を含めて職員一人一人の職務遂行能力の向上を図り、再発防止に努めてまいります。</p>

<p>また、発行した受領書は、総務課が独自に作成したものであり、受領書を新規作成するに当たり会計管理者との協議を経っていないため、交付用と控が同一のものであることを表示するための割印がされていないなど受領書として必要となる要件を満たしていないものでもあった。</p> <p>本件は、震災直後において混乱を極めた中での事務であったという事情も考慮できないわけではないが、このような基本的な事務処理の誤りは、各職員の基本的知識や認識の欠如、決裁過程における審査機能が発揮されていないことなどが要因であると考えられる。担当職員のみならず管理職員を含め会計規則等各種法規に基づく基本的な事務処理方法の確認を行い、職員一人一人の職務遂行能力の向上を図るとともに、財務会計に関する職員研修を充実させるなど再発防止策の徹底を求めるものである。</p>	
<p>(2) 財政課</p> <p>【予算調整事務】</p> <p>予算調製事務において、予算案を作成した際、石巻市予算の編成及び執行に関する規則第12条の規定による市長の決裁を受けていなかった。また、専決処分した予算についても、同規則第15条の規定による市長の決裁を受けていないものが見受けられたので、同規則の規定に基づき適正に処理すること。</p> <p>いずれも市長の予算査定を受けたため回議書による決裁を省略したとのことであつたが、特に専決処分については、本来なら必要である議会の議決を得ずに地方公共団体の意思決定を行う市長の特例的な権限であり、回議書による決裁を受けないことは、その重要な意思決定につ</p>	<p>今回の指摘事項に対し措置した内容は次のとおりです。</p> <p>御指摘ありました事項のうち、予算案の作成について市長決裁を受けていなかったことにつきましては、石巻市予算の編成及び執行に関する規則を確認せず事務処理していたため発生したものであります。また、予算の専決処分のうち、一部で市長決裁を受けていなかったことにつきましては、従来の事務処理では、市長決裁により専決処分している中、指摘の専決処分では、事前に市長裁定を受けたため、通常予算案と同様の取り扱いとしたため生じたものであります。</p> <p>今後につきましては、同規則の遵守を徹底するとともに、予算編成及び専決処分の</p>

<p>いての証拠文書が残らず、行政として行うべき事務処理から著しく逸脱するものである。</p> <p>また、情報公開制度が定着した現在において、記録文書が存在しないことは、将来、必要となるかもしれない第三者への対抗要件を欠くことにもなり、極めて不適切である。</p>	<p>手順に市長決裁を明確に位置付けし、適切な事務処理に努めてまいります。</p>
---	---